

## 県央ブロックごみ処理施設整備候補地 第1回住民説明会の開催結果

- 1 開催日時 平成29年7月31日（月） 18時30分から20時17分
- 2 開催場所 上米内老人福祉センター
- 3 出席者
  - (1) 住民 35名
  - (2) 報道機関 1社
  - (3) 協議会 11名（菅原事務局長，櫻次長，森田主幹，畠山副主幹，高橋室長，佐藤主査，高橋主査，木村主任，日本環境衛生センター[速水氏，池本氏，溝田氏]）
- 4 会議概要
  - (1) 開会  
櫻次長により開会及び司会進行
  - (2) あいさつ  
菅原事務局長からあいさつ
  - (3) 説明  
地域住民より「まず覚書についての説明を行ってほしい。」と要望があったため森田課長から「覚書について」を説明  
※高橋室長からの「県央ブロックごみ処理施設の整備について」の説明までには至らず。
  - (4) 質疑（質問者 **13**名，質問・意見数 **28**件）

発言者・回答者	発言内容
① A	<p>①覚書について各市町へ情報提供を行っているのか。各市町の首長に聞いたところ「覚書について協議会で取り扱ったことはない。（撤回を求める会からの）提供された資料で知った。」との回答であった。それはおかしいのではないか。</p> <p>②候補地選定委員会の各委員に対し，覚書について情報提供を行うことなく検討委員会が開かれているのはおかしいのではないか。</p> <p>③庄ヶ畑地域から陳情書が提出されているはずなのに，なぜ最終候補地に選ばれているのか。同地区は50年近くごみ処理施設を</p>

	受け入れてきており，陳情書が提出されているのだから候補地からは外れて然るべきではないか。
→菅原部長	<p>①覚書についてのお話はしているはず。ただ，実際の資料として提供してないため，理解が出来てなかったところがあるかもしれない。確認させていただければと思う。</p> <p>②選定委員会への情報提供については検討委員会を進めていく段階で説明している。</p> <p>③覚書について，分散立地や計画段階の説明をしたが，覚書についての皆様の解釈も合わせたうえで協議し判断していきたい。行政側としてのスタンスと思われるかもしれないが，覚書の内容や確認を経た上で判断されるべきものだと考えている。</p>
② B	④一般住民は覚書について理解していないのではないか。
③ C	→ (④に対する回答) 総会等で報告している。桜台は自治会として公害防止監視委員会に参加している。その中では覚書についても皆さんには理解してもらっていると認識している。自治会として毎年公害監視の状況は報告しており，自治会として知っているはずなのでそこは分かっていたきたい。
④ D	<p>⑤広域化推進協議会として候補地を選定しているが，盛岡市は覚書を守らなければならないはずだが，クリーンセンター敷地が候補地として入っている時点で覚書違反である。</p> <p>⑥500 t 規模で焼却施設を建設することについても，分散立地を原則としている覚書に違反しているのではないか。</p>
→森田課長	⑤・⑥協議会として候補地選定を進めているが，だからといって覚書は盛岡市として別だと考えているわけではない。覚書の第5に「より難しい事情が生じた場合は協議をさせていただく」とあり，覚書の分散立地や計画策定段階の部分と，協議会で進めていることは合わないので，第5に基づき協議をさせてもらいたい。
⑤ E	⑦覚書があるので候補地としてクリーンセンターが入ると思わなかった。推進協議会で覚書を説明してくれていれば候補地には入らなかったのではないか。無視しているのか。覚書には分散立地とあり，そもそも広域化は覚書に反している。ごみ減量は住民の協力なしには進められないと市は説明している。ごみ

	の自区内処理を進めてもらいたいので、広域処理は反対である。
→森田課長	7 委員会からの付帯意見として、覚書を踏まえて住民との合意形成が何より優先すべきとの意見がある。選定の経過は様々あるが、地域の方々との対話を重ねていく中で御理解いただけるかどうかを含めた協議をさせてもらいたいというのが趣旨である。
⑥ F	8 市は分散立地について書かれている覚書に反して広域化を進めている。また、覚書を遵守すると言っておきながら、今では覚書を結んだ時とは状況が変わったと言っているが、一方的に市が覚書を破棄するのであればクリーンセンターを停止してほしい。 9 説明会に参加している中では賛成の声を聞いたことがない。その状況を検討委員会に報告しているのか。報告しているのであれば候補地として選定されるはずがない。この場所は過去も市のゴミ捨て場になってきた地区である。その場所にまた焼却施設が建つ、しかも8市町のごみをまとめてとなれば無謀である。ごみ減量に逆行するもので、間違っているので、広域化構想は撤回し住民と話し合いを進めながら推進すべきではないか。
→森田課長	8・9 覚書を軽視してきたつもりはない。ただ、率直な御意見をいただいております、これまでの進め方は、覚書に照らして考えると、足りない部分があったと受け止めている。検討委員会で用地選定を進めてきたが、地域の皆様と十分な協議をしてこなかった中で、クリーンセンターを候補地から除外することについて積極的な判断をし切れなかったのは事実である。その中で委員会で最終的に候補地として含まれることになり、そのことについて皆様に説明をしている状況である。
A	10 先ほど足りない部分があったとお話しがあったが、第12回検討委員会の議事録によると事務局が「覚書そのものの考え方は、あの場所に立てては駄目ということではないと説明してきた。」と述べている。こういう考え方はこの回に限らず、何度か委員から「覚書があるのに候補地として入れていいのか。」とやり取りが何度かあった時も、そういう立場として説明しているので残ったのではないか。三ツ割については、建てては駄目だと

	<p>覚書にあったため候補地からは外したが、上米内・松園地区の覚書については、計画段階から協議することとする文言があるため、それを基にして進めている。庄ヶ畑地区では建設しないよう陳情書が出ているが、これからも候補地として地元に入っていくという話のようだ。覚書の遵守と話しているが、うまくすり抜けようとしているのではないか。</p>
→菅原部長	<p>10 覚書について検討委員会での検討の中で、三ツ割については建設しないと文面にあったので絞込みの中で候補地から外した。上米内・松園地区についての覚書については、協議のタイミングや内容について不十分な点があったと感じている。皆様からは覚書がある限りこの場所には建てられないはずだと話をいただいている。その点については、覚書には施設の存続・更新となっており、施設の建設が駄目と記載されていれば最初から話をしなければならないし、そういう選択肢になったと考えている。候補地になる・ならないの部分を含めて皆様に正直にお話させていただき、協議の形に入らせてもらいたい。松園地区では窓口として自治協議会が受けてくださることになったので、上米内地区についても同じような形を取らせていただけるのかどうかお話しさせていただき、協議をさせていただきたい。</p>
⑦ G	<p>11 説明会の参加にあたり質問を用意してきたが、覚書の話聞いて、その段階ではなくこれから先の話には進めないと感じた。</p>
F	<p>9 説明会での住民の反応について検討委員会に報告しているか、そのうえで候補地として選ばれたのか改めて聞きたい。</p> <p>12 覚書について協議をしたいと市は言っているが、覚書を破っているのは市なのに何を協議しようというのか答えてもらいたい。改めて説得しようとする腹であれば断固反対である。</p>
→菅原部長	<p>9 議事録という形ではないが、どういう発言があったかについては、意見を集約した上で報告している。また、市の覚書に対する考え方についても併せて説明している。</p> <p>11・12 入口段階から違うのではないかと、という意見については、分散立地が守られているかどうか、もうひとつは計画段階からの協議がされていない、この2点について指摘をもらっており、その箇所については、第5規定だけではないが「より難しい事情</p>

	<p>による場合」「疑義が生じた場合」については協議できるとあるため、皆様から御意見をいただいた上で結論を出したいと考えている。入口として入れないのではないかとこの意見については、そうではないのではないかと問い掛けをさせていただいているが、皆様からそうではないとするならば入口そのものが無理だろうとならざるを得ない。ただ、繰り返すにはなるが現時点では皆様の御意見を伺いながら進めていきたい。</p>
C	<p>13 覚書について一番理解しなければならないのは、住民が真っ二つに割れて何回も話し合いを重ねた中で、苦渋の決断として出来たものだという事。その中で公害防止対策協議会が出来ると等住民が市を監視するような体制が出来上がり、将来についても今の施設を更新する場合については、住民みんなでやっという意志の表れであったことを理解するかどうかだと思う。そこに広域化という別の話が入ってきてこういう状況になっていると思う。そこで大事なものは、覚書が有効であるならば今の運用自体についての確認が必要ではないか。</p>
→菅原部長	<p>13 今の覚書に沿っての運用については、施設の運転や公害防止協定や余熱利用施設等すべてのことについての運用と考えているが、継続をしながらと考えている。また、先ほどからの協議についても覚書に沿っての協議ということで、別の理屈で協議をさせてほしいというものではないと考えている。</p>
⑧H	<p>14 覚書は盛岡市と上米内地区とで結んだ覚書であり、今問題となっているのは、広域化ということで8市町が出てくるので、8市町を覚書に当てはめていいのかが疑問である。</p> <p>15 選考段階で盛岡市は覚書に基づいて選考から除外するのが当たり前ではないか。</p> <p>16 覚書を8市町に当てはめてるのは間違っている。あくまで平成9年度に盛岡市と上米内地区とで結んだ覚書なので区別が必要だ。</p> <p>17 当時と現在と背景が違うので、お互いに頭をクリアにして何が一番いいのかを考えるべき。もちろん最終的に上米内地区に建設決定というのは現時点ではあり得ない。</p>
→森田課長	<p>14～17 確かに、広域化の考え方を入れた場合にどうなるかが課題</p>

	<p>としてある。そのうえで、今後候補地の中に入れさせていただいたということがあるので、皆様に御説明を申し上げて何よりも地域の方と合意いただけるかどうかを重点的に考えて、他の候補地も含めて進めていきたい。</p>
⑨ I	<p>18 都南で誘致の動きがあるようなのでそちらにしてはどうか。</p>
→森田課長	<p>18 要望あった地域も含めた4地域に対し、広域化に基づくごみ処理施設について均等に説明している段階であり、その中からそれぞれの地域の方々に合意いただけるかどうかお諮りしていきたい状況である。</p>
⑩ J	<p>19 今の状況であればずっと平行線ではないだろうか。この地域からの同意は得られないのではないかと。チラシを見ると誰が見てもクリーンセンター敷地になるのではないかと読み取れるが、これ以上進まないと感じる。</p>
→森田課長	<p>19 最初からクリーンセンターありきで進めているわけではなく、資料調整の点でそのように捉えられたことについてはお詫び申したい。決してそういう意図ではなかったことは申し添えたい。</p>
⑪ K	<p>20 チラシを見ると候補地の地図があり、郊外が候補地になっているが、中心部に建設しないのは理由があるのか。</p> <p>21 クリーンセンターを候補から外すのは可能なのか。</p>
→高橋主幹（室長）	<p>20 候補地選定においては3ha以上の用地が確保できること、建物が建っていない、土砂災害にならない場所等の除外要件と、収集運搬の効率性が良い場所等の条件で選定を行っている。</p>
→森田課長	<p>21 最終候補地4箇所の中から合意に基づいて1箇所に決めていく。地域住民との合意が得られない場所については整備予定地1箇所からは外れていく。</p>
⑫ L	<p>22 南ICでの説明会については500m以内の地域住民に対し説明会を行っているが、クリーンセンターについては距離関係なく説明会を行っている。そこだけでもクリーンに来るような気がしている。</p> <p>23 協議段階というのは基本構想の時点で行うべきではなかったのか。</p>
→森田課長	<p>22 廃棄物処理施設の説明会については県からの通知に基づいてお</p>

	<p>り、通知では 300m としているが、それではあまりにも狭いので 500m と設定して行っている。</p> <p>23 早い時点からの説明を行うべきであったが、このタイミングで行うことになっている状況である。</p>
F	<p>24 地元の賛成がない限りは候補地から外すと仰ったがそれで間違いないか。</p>
→森田課長	<p>24 最終的な整備予定地としないという意味である。最終候補地 4 箇所から 1 箇所に絞り込んでいく過程で外れていくという意味が適当であると考えている。</p>
F	<p>25 全部反対したらどうなるのか。そういう場合は白紙に戻すしかないのではないか。</p>
→森田課長	<p>25 こちらで考えている整備内容の説明や地域振興等の予定について話を聞いてもらい、それに対して御意見をいただければと思っている。</p>
A	<p>26 検討委員会の中で委員の方が「覚書がある中でクリーンセンターを候補地として入れて大丈夫なのか。」と何度も確認を行ったことに対して、事務局側は大丈夫だと何回も答えており、最終候補地の 4 箇所に選ばれて現在の説明会に至っている。覚書を遵守すると言っておきながら、そういった姿勢を正さなければこの地域での協議や合意というのはあり得ない。広域化を撤回しなければならないと思っている。</p>
⑬M	<p>27 8 市町の面積を合計すると鳥取県よりも広くなる。鳥取県では 1 箇所しか焼却施設が必要ないということに理屈ではなる。これは県の問題でもある。県がどう考えているかを住民の懇談会から出ていることを記録してもらい、伝えてほしい。中学校の教科書には 3 R と出てきており、これからはリフォームとリメイクを加えて 5 R にしていこうと中学生は教わっているようだ。身近なごみがどう再利用されるかどうか、葛巻町で取り組んでいるバイオマスといった話が地方自治体の話ではないか。鳥取県より広い地域に焼却施設をとという発想自体、県に責任がある。そこを是非伝えてもらいたい。</p>
→菅原部長	<p>27 広域化の区割りについては県が設定したものである。その中で単に県が決めたからということだけではなく、関係する広域圏</p>

	<p>8市町で老朽化等色々な面から検討してきた経緯がある。現在でも様々な会議を通して振興局や県との連絡を取りながらやっている。指針は最初に示されているが、その中で関係市町の中で判断してきた。意見交換の中でというのは確かにあるので、3Rであったり5Rといったごみ減量・抑制についてもこちらの地域の委員さんにも入っていただいています。原料政策に御意見頂いておりますが、それは継続して行っていきたい。</p> <p>26 検討委員会で「問題ない」と発言したことに対してだが、覚書全体が問題ないということではなく、検討過程で、その時点で外すべきではないかとのことについて補足を行う意味での「問題ない」と理解している。</p>
菅原部長	<p>今日は覚書や選定の経緯等の資料を用意してきたが、時間も予定時刻を過ぎている。今後については、松園地区では協議ということで、窓口として自治会協議会に受けていただくことになった。こちらの地区については、入口になっているかなっていないかと御意見もあったが、覚書を結んだのが盛岡市と当時の自治会長とで結んでいるので、現会長に過大な責任をとということではなく、あくまで窓口として最初に話を受けていただくのは現会長にお願いできないものかと考えているのでよろしくお願ひしたい。</p>
A	<p>28 協議については住民に対しても公開する形で考えているのか。</p>
→菅原部長	<p>28 日程調整等の前段部分をした上ではなるが、協議の場は公開ということで松園地区でも同様の話をさせてもらっているのので、上米内地区でも同様としたい。</p>

(5)閉会

以上